

政 第 4 1 1 号
平成 18 年 10 月 27 日

原子力安全委員会

委員長 鈴木 篤 之 様

松江市長 松 浦 正 敬

島根原子力発電所 2 号機のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用
に係る国への原子炉設置変更許可申請の申請了解について

平成 17 年 9 月 12 日付けで中国電力株式会社から松江市に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第 6 条の規定に基づき申し入れのあった「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について」は、国への原子炉設置変更許可申請を行うことについては了解することとし、別添のとおり中国電力株式会社に回答しましたので、お知らせします。

なお、第 6 条の規定に基づく事前了解については、国の安全審査結果を踏まえ、改めて審議し、最終判断をすることと致しますので、申し添えます。

貴職におかれては、中国電力株式会社からの原子炉設置変更許可申請の安全審査にあたっては、厳格に審査を行われますよう要望します。

さて、松江市では、上記の申し入れを受け、これまで松江市原子力発電所環境安全対策協議会、各地区での住民説明会、シンポジウムなどを開催し、市民からのプルサーマルに係る質問意見を取りまとめてまいりました。

つきましては、別添の質問事項について、安全審査結果に併せて文書でご回答いただき、国主催による市民説明会を開催していただきますようお願い申し上げます。

質 問 事 項

1、各国の MOX 燃料仕様について

プルトニウム含有率（ペレット最大・集合体平均）及び核分裂性プルトニウム富化度（ペレット最大）、燃料集合体最高燃焼度、最大炉心装荷率それぞれについて、フランス、ドイツ、ベルギー、スイス各国でプルサーマルを導入している各発電所の数値をお示しいただきたい。

また、国の安全評価検討範囲より低い数値を使用している各国については、その国がその基準を設定した試験結果などの理由をご説明いただきたい。

2、わが国の安全評価検討範囲について

「発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について」は、平成7年に貴委員会が了承されているが、安全評価検討範囲は、特に BWR の場合、どのような燃料の使用実績やどのような試験結果に基づき定められたものであるのか、具体的にご説明いただきたい。

3、反応度事故及び冷却水喪失事故に関する判断基準について

BWR の場合の MOX 燃料炉心における反応度事故及び冷却水喪失事故に関する判断基準は、MOX 燃料を使用したどのような試験結果に基づき定められたものであるのか、具体的にご説明いただきたい。